各指定居宅介護事業者 各指定重度訪問介護事業者 各指定同行援護事業者 各指定行動援護事業者 各指定共同生活援助事業者 各指定障害者支援施設 各指定福祉型障害児入所施設

代表者様

相模原市健康福祉局福祉部障害政策課長 (公 印 省 略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種(国民生活・国 民経済安定分野)の登録について(通知)

日ごろより障害保健福祉施策の推進に御理解・御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、新型インフルエンザは、国民の大部分が免疫を獲得していないこと等から、 全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えることが懸念されています。

そこで、この対策の一環として、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)第 28 条に基づく特定接種(以下「特定接種」という。)の登録が平成 28 年 10 月 14 日から始まりました。

特定接種とは、新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行うなど、サービスの停止等が生命維持に重大かつ緊急の影響があるものがいる事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行う予防接種のことです。障害福祉分野では、下記1の事業者が対象となります。

厚生労働省では、該当事業者に事前に事業者情報を登録していただくことで、必要なワクチンの量を把握するとともに、インフルエンザ発生時にスムーズに予防接種が行えることを目指しています。

つきましては、下記事項を御参照いただき、該当する事業者におかれましては積極 的に御登録くださいますようお願いいたします。

なお、特定接種の実施の要否や、実際の接種の対象となる業種、配布されるワクチン数などは、新型インフルエンザ等の発生時に政府対策本部にて決定されることになりますので、登録されたことを以て特定接種を受けられるわけではないことに御留意ください。

- 1 特定接種登録の対象となる事業者
 - (1)指定居宅介護事業者
 - (2)指定重度訪問介護事業者
 - (3)指定同行援護事業者
 - (4)指定行動援護事業者
 - (5)指定共同生活援助事業者
 - (6)指定障害者支援施設の運営事業者
 - (7)指定福祉型障害児入所施設の運営事業者
- 2 登録に必要な要件

特定接種の登録をするためには、次の内容を含む「業務継続計画(*)」を作成していることが必要です。

- (1)新型インフルエンザ等発生時の業務継続方針
- (2)新型インフルエンザ等発生時の重要業務、縮小業務及び休止業務の分類並 びに重要業務の継続方針
- (3)新型インフルエンザ等発生時の重要業務継続のための具体的方策
- (4)その他必要な事項(特定接種の実施に必要な事項等)
- * 「新型インフルエンザ等発生時における業務継続計画」の作成例は厚生労働 省ホームページの次のページで御覧いただけます。

社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドラインなど | 厚生労働省

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html

3 特定接種の対象者

特定接種の対象者は、全職員ではなく、介護職員、保健師、看護師、准看護師、 保育士、理学療法士等の直接処遇職員、又は施設長等その他の意思決定者です。

4 事業者登録の方法

事業所登録は、次の「特定接種管理システム」にアクセスし、法人単位で行って ください。

なお、指定管理施設については、設置者が行ってください。

特定接種管理システムログインページ

https://tokuteisessyu.jp/Vaccine2/login.jsp

5 特定接種登録の詳細について

特定接種、登録の方法等の詳細については、厚生労働省ホームページの下記ページ掲載の資料を御覧ください。

特定接種(国民生活・国民経済安定分野) |厚生労働省

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108661.html

問い合わせ先 指定・指導班 電話 042-707-7055